

各位

三井住友信託銀行株式会社

「普通預金規定」改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

未利用口座管理手数料新設に伴い、2022年6月1日（水）から、「普通預金規定」を改定いたします。

改定後の新規定は、改定前よりお取り引きいただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください

■改定内容

未利用口座管理手数料に関する以下の条項を追加するとともに一部項番を変更します。

なお、その他の条文に変更はありません。

12 (未利用口座管理手数料)

- (1) この預金が、所定の期間異動がないなど当社が定める条件を満たす場合、預金者は、所定の未利用口座管理手数料を支払うものとし、未利用口座管理手数料についての具体的な条件や金額については、当社ウェブサイトで公表します。
- (2) 未利用口座管理手数料は、当社ウェブサイトにて定める所定の支払日において、当社がこの預金口座から、通帳・払戻請求書の提出を受けずに引き落とす方法で支払うものとし、
- (3) 残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった預金口座については、当社は、預金者に通知することなく、預金残高を未利用口座管理手数料の一部として引き落としの上で、この預金口座を解約できるものとし、
- (4) 前項の規定にもとづきこの預金口座が解約された場合、各種料金等の自動支払いその他預金口座に直接関連する各種お取引がこの預金口座についてあるときには、預金口座の解約に伴い、これらのお取引についても、預金者への通知なく解約されるものとし、
- (5) 前2項の規定にもとづき、キャッシュカードが発行されている各種お取引が解約された場合は、キャッシュカードを当社へ返却していただくか、キャッシュカードの磁気ストライプ部分およびICチップ部分を切断のうえ廃棄してください。
- (6) 一度支払われた未利用口座管理手数料については返却しません。
- (7) 未利用口座管理手数料についての具体的な条件や金額をはじめ、本条に定める事項については、事前に相当の期間を置いて当社ウェブサイトにて公表する方法等により、変更することがあります。

13 (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとし、
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、

引き続き、三井住友信託銀行をご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

以上